

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の内縁の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年頃からAに所在する会社B（以下「事業場」という。）において、ロードサービス業務等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、レッカー車による故障車両の搬送作業後、搬送先の整備工場内で倒れたため、C病院に救急搬送され「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。被災者は、同日、D病院に転医し、さらに、同年〇月〇日、E病院に転医し入院加療していたが、同年〇月〇日、「左被殻出血」を発症し、同年〇月〇日、死亡した。
- 3 本件は、請求人が被災者の本件疾病は業務上の事由によるものであるとして未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者が労災保険法上の労働者と認められるか。また、被災者の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件は、監督署長が、被災者の本件疾病の発症前6か月間の労働時間を算定した上で、過重な労働に従事したとはいえないと判断していることにつき、請求人が、監督署長の労働時間の算定には不備があるとして、再審査請求を行ったものである。監督署長は、被災者が事業場に雇用された労働者であることを前提として過重業務の有無の判断をしているが、当審査会としては、事業場と被災者との間において労働契約が結ばれた形跡がないことや被災者の就労実態に照らすと、被災者が事業場に雇用された労働者といえるか否かの検討がまず必要であると思料する。そこで、被災者の労働者性を判断するための事実関係をみると、以下のとおりである。

ア 業務委託契約書の内容

- (ア) 被災者は、事業場との間で、Fという屋号を用い、個人事業主として業務委託契約を締結しており、業務委託契約書には、「委託料は覚書により定める。業務上で発生した交通事故について事業場は責任を負わない。」ことなどが明記されている。覚書によると、平成〇年〇月〇日付けで月額〇万円とされていた委託料は、同年〇月〇日付けで月額〇万円に変更されている。

- (イ) 業務委託契約においては、業務を忠実に履行することや委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には事前に届け出て、事業場の書面による承諾を得るなど、委託業務の遂行に係る基本的な留意事項は定められ

ているものの、事業場から指示を受ける方法など、詳細は明記されていない。

イ 指揮命令関係の有無

(ア) 事業場は、事故車両もしくは故障車両の搬送ないしは修理等の救援作業（以下「レッカー作業等」という。）の出動要請をした場合も、被災者はこれを拒否する自由があり、実際に断られたこともあった旨を主張するが、請求人はこれを否定している。また、事業場は、業務内容について、委託したレッカー作業等以外の仕事を指示することはなかったとしている。

(イ) 業務遂行に当たって、事業場からの具体的な指示があったとは認められないが、請求人は、被災者はシフト表により管理されており、事業場事務所ないし自宅で待機していたことから、事業場の指揮監督下にあったと主張している。

ウ 組織への帰属性

(ア) 被災者は、毎朝事業場に顔を出していたことは事実であると認められるが、ほとんどの時間は自宅にいるか、もしくは外出するなど自由に行動していたものと推認される。

(イ) 仕事に必要な車両や制服等は、全て事業場の負担により、事業場から支給されていた。また、請求人は、契約先との関係において、被災者が事業場の従業員として扱われていたと主張する。

エ 報酬の労務対償性

(ア) 被災者の報酬は、上記アの（ア）のとおり、業務量に関係なく固定額とされており、労務に対する対価であるとは判断しにくいものの、一方、出勤回数に応じて変動するものではないことから、業務請負に基づく報酬であるとも判断し得ない。

(イ) 報酬からの源泉徴収や社会保険料の徴収等はなされていないが、請求人は、福利厚生として入浴券が提供されていたと主張する。

オ その他の事情

(ア) 被災者は、平成〇年頃に事業場の就業規則の変更届に従業員代表として署名を行ったことがある。

(イ) 請求人は、業務委託契約書は税務対策のために作成されたものであると主張する。

(2) 以上の事実から、被災者の労働者性について検討すると、以下のとおりである。

ア 業務委託契約書は、その形式及び内容に一応の合理性があり、契約締結に至る経緯は不明ながら、少なくとも被災者は事業場と真意をもって同契約を締結したものとみることが相当である。この点、請求人は、同契約書の締結は税務対策であった旨主張するが、これを証する証拠等は提出されておらず、同主張は認められない。この点に関連する問題として、請求人は、被災者が就業規則の変更の際に労働者代表として署名していることを掲げるも、同行動は、事業場の元代表者であるGと被災者との親しい関係を推認させるものであり、また、法的に適正なこととはいえないものの、本件業務委託契約が真正なものでなかったことを証する事実であるとはいえない。

イ 被災者は、毎朝事業場に顔を出していたことは事実であると認められるも、そこで何らかの業務を行っていたとは認められないものであり、その後間もなく自宅に帰っていることから、時間的・場所的に拘束を受けていたとは認められない。また、請求人は、被災者は出勤依頼があればいつでも出勤しなければならない状態にあったもので、待機時間の全てが労働時間である旨主張するが、被災者は自宅にいることも私用で外出することも自由であったことを勘案すると、待機時間が労働時間であるということとはできない。さらに、仕事に必要な備品等は全て事業場が負担し、被災者は事業場の名前が入った名刺を持ち、あたかも事業場の従業員のように振る舞っていたとの事実があったとしても、労務の提供を債務とする業務委託契約においては、こうした状況は決してまれなものとはいえない。

ウ 被災者は、業務の遂行に当たって、事業場から指定された場所に赴く以外、事業場から何らの指示を受けることはなかったものであり、事業場の指揮命令を受けて業務に従事していたとは認められない。

エ 労務の対価については、定額であって、業務量に応じて変動するものとなっていないことから、労働に対する対償であるとは判断できない。その法的な性格は、需要が生じた際に一定の業務を当人の裁量に基づいて行うことを内容とする準委任契約に係る対価であるとみることができる。

オ 以上のことから、当審査会としては、事業場と被災者との契約関係についてみると、被災者が毎朝事業場に顔を出していることやGと緊密な関係があ

るなど、やや変則的な側面も散見されるが、少なくとも両者間に労働契約関係があった事実を認定するに足りる資料はないことなどに照らし、被災者が労災保険法上の労働者であるということとはできないものと判断する。

- (3) なお、当審査会においては、仮に被災者が労働者であったとした場合において、請求人が主張するように、自宅において出動を待機する時間等を労働時間とすべきか否かについても一応検討したが、上記のとおり被災者は当該時間について何らの制限を受けていない実態を勘案すると、およそ労働時間とすることはできないものというべきである。したがって、監督署長の労働時間の算定は妥当であり、業務が原因となって本件疾病が発症したとは判断できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。